

わかやまジビエ処理施設衛生管理認証マーク取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、わかやまジビエ処理施設衛生管理認証制度実施要綱（平成26年1月7日制定。以下「要綱」という。）第18条第2項に規定する認証マークの取扱いについて、同条第3項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 認証マークの名称は、わかやまジビエ処理施設衛生管理認証マーク（以下「認証マーク」という。）とする。

(認証マークの規格)

第3条 認証マークの規格は、別記第1のとおりとする。

(認証マークの使用方法)

第4条 認証マークは、和歌山県が使用する場合のほか、要綱第10条第1項に規定する認証処理業者が認証を受けた処理施設（以下「認証処理施設」という。）で製造されたジビエ等について、使用することができるものとし、その使用方は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 認証処理施設に掲示する場合
- (2) 認証処理施設で製造されたジビエに表示する場合
- (3) 認証処理施設で製造されたジビエを示す掲示物に表示する場合
- (4) 認証処理施設で製造されたジビエの梱包資材に表示する場合
- (5) 認証処理業者等の名刺、パンフレット、ホームページ等に表示する場合
- (6) その他知事が適当と認めるものに表示する場合

(使用の届出)

第5条 認証処理業者は、認証マークを使用しようとする場合は、あらかじめ知事に対してわかやまジビエ処理施設衛生管理認証マーク使用届出書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

(使用の実績報告)

第6条 認証処理業者は、各年度における認証マークの使用実績について、翌年度の4月30日までに、わかやまジビエ処理施設衛生管理認証マーク使用実績報告書（別記第2号様式）により、知事に報告しなければならない。

(使用料)

第7条 認証マークの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第8条 認証マークを使用できる期間は、要綱第13条に規定する有効期間とする。

(表示に要する経費負担)

第9条 認証マークの表示に要する経費は、認証処理業者が負担するものとする。

(誤認の防止)

第10条 認証処理業者は、認証処理施設で製造されたジビエ以外の製品が、認証処理施設で製造されたジビエであると消費者等に誤認させるような方法で、認証マークを表示してはならない。

(事故、苦情等の処理)

第11条 認証マークの表示に関する事故又は苦情等が発生した場合は、認証処理業者は、誠意をもって、その責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

(適正使用の確保)

第12条 知事は、認証マークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

(使用の中止)

第13条 知事は、認証処理業者が次の各号のいずれかに該当した場合又は該当するおそれのある場合は、認証マークの使用を中止させるものとする。

- (1) 要綱第15条第1項各号の規定により、認証が取り消されたとき。
- (2) 別記第1の規定に反する表示を行ったとき。
- (3) 認証マークを不正に使用したとき。
- (4) 第11条の規定による必要な措置を講じなかったとき。
- (5) わかやまジビエ処理施設衛生管理認証の価値及び評価に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 前項の規定による認証マークの使用の中止により直接又は間接に生じた損失については、当該認証処理業者が自ら負担するものとする。

(その他)

第14条 認証処理業者は、この要領に定めるもののほか、認証マークの使用にあたり疑義が生じた事項については、適宜、知事と協議のうえ、その指示に従うものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。